

2009年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【憲法問題】

以下は、放送法の一部を抜き出したものである。

[注]を読み、この放送法の条文に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

(目的)

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(国内放送の放送番組の編集等)

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

[本条2項以下略]

[注]

放送局を開設するには、電波法によって総務大臣の免許を取得しなければならない。この免許の審査の基準となる「放送局の開設の根本的基準」(総務省令としての効力をもつ)には、国内放送を行う放送局が満たさなければならない条件 - その放送局の放送番組の編集及び放送が適合しなければならない事項 - として、放送法第三条の二第一項と同一の内容が定められている。

放送法には、放送局が同法第三条の二第一項に違反した場合の法的制裁措置は定められていない。しかし、電波法では、免許人が放送法等に違反したときは、総務大臣が放送局の運用の停止等を命じることができるとされ、また、この命令に従わないときには、総務大臣が免許を取り消すことができるとされている。なお、これまでこの総務大臣の権限(「伝家の宝刀」と呼ばれている)が発動されたことはなく、2007年1月の関西テレビ「発掘!あるある大事典 納豆ダイエット」捏造事件でも行政指導が行われただけである。